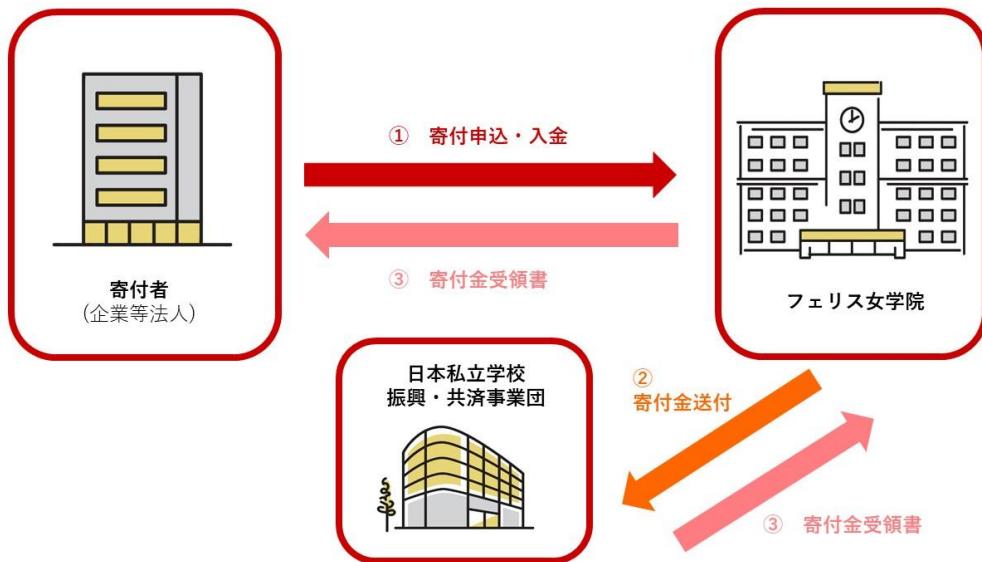


「受配者指定寄付金制度」利用によるご寄付のお願い(企業・法人等の皆さまへ)

「受配者指定寄付金制度」とは、フェリス女学院(以下、本学院)へご寄付いただく際に、日本私立学校振興・共済事業団(以下、事業団)を通じていただくと、寄付金を全学損金扱いとして、税の優遇措置を受けられる制度です。必要な事務処理はすべて本学院で行います。

損金算入限度額の比較	損金算入限度額
■受配者指定寄付金制度 ⇒指定した私立学校へ私学事業団を通じて寄付をする	全額
■特定公益増進法人に対する寄付金制度 ⇒私立学校へ直接寄付	(資本金等の額×0.375%+当該年度所得×6.25%)×1/2
【ご参考】私立学校以外の一般寄付先へ寄付	(資本金等の額×0.25%+当該年度所得×2.5%)×1/4

「受配者指定寄付金制度」の大まかなお手続きの流れ



① 「寄付申込書」を本学院へご提出ください。

加えて、同封の募金趣意書内「払込取扱票」を用いて、本学院へご入金をお願いいたします。

② 本学院より事業団へいただいたご寄付を送金いたします。

③ 事業団への送金完了後「寄付金受領書」が発行されますので、本学院を経由して送付いたします。免税措置にはこの「寄付金受領書」が必要です。

【注意事項】

- ・「寄付申込書」のご提出日が「寄付を支出した日の事業年度(決算日)」を過ぎますと、その年度の損金算入が認められなくなります。
- ・本学院宛にお振込みいただいた日ではなく、本学院から事業団宛に振込みを行った日が「寄付を支出した日」として扱われます。
- ・「寄付金受領書」のお届けまで2~3か月を要することがあります。決算日にご注意くださいようお願いいたします。
- ・「寄付申込書」のご提出がない場合は、「特定公益増進法人」として処理させていただきます。

【お問い合わせ先】

フェリス女学院 本部事務局総務課 寄付金担当
TEL:045-662-4511 E-mail:hsoumu@ferris.ac.jp

学校法人に対する寄付に係る税制上の優遇措置について

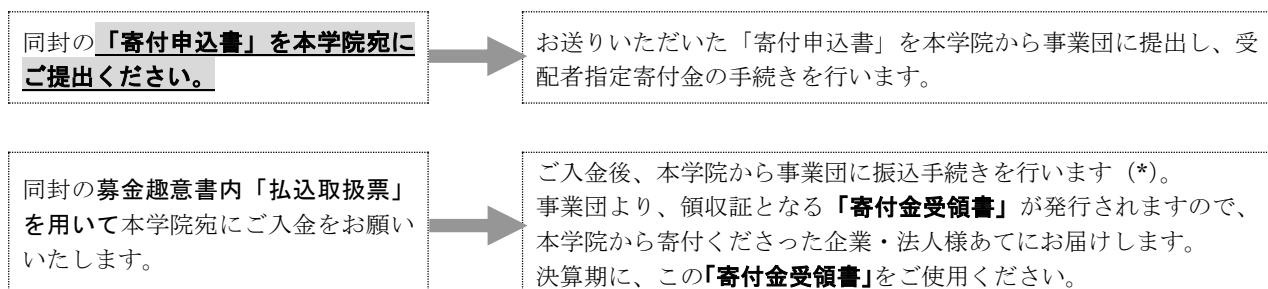
税制上の優遇措置としては、「特定公益増進法人」扱いのほかに、日本私立学校振興・共済事業団の「受配者指定寄付金」をご利用いただく方法があります。

1. 私立学校法人に対する寄付に係る優遇措置

種類	法人（一部財団法人・社団法人等除く）
受配者指定寄付金	寄付金の全額が損金算入できる
特定公益増進法人	[損金算入限度額*] 期末の資本金の額および資本準備金の額の合計額または出資金の額× 当期の月数を 12 で割った数×0.375%+所得の金額×6.25%×1/2 *「一般の損金算入限度額」と別枠で損金算入が認められる。

2. 受配者指定寄付金を利用される場合の手続き

日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」）の受配者指定寄付金を希望される場合、手続きは次のようにになります。



*寄付者から直接事業団宛に振り込んでいただく方法もありますが、本学院は学校法人を経由して事業団の指定銀行口座に入金する方法としています。

【注意事項】

- ①「寄付申込書」のご提出日が「**寄付を支出した日**」の事業年度（決算日）を過ぎますと、その年度の損金算入が認められなくなります。
- ②本学院宛にお振込みいただいた日ではなく、本学院から事業団宛に振込みを行った日が「**寄付を支出した日**」として扱われます。
- ③「寄付金受領書」のお届けまで 2~3 ヶ月を要することがありますので、決算期に間に合わない場合はご相談ください。
- ④「寄付申込書」のご提出がない場合は、「特定公益増進法人」として処理させていただきます。

3. 受配者指定寄付金を利用されない場合の手続き

同封の募金趣意書内「払込取扱票」をご利用ください。その他、クレジットカード、コンビニエンスストア、Pay-easy、*ネットバンキング、*ATM、銀行口座自動振替をご用意しております。

*ネットバンキングや ATM からご寄付いただく場合は、寄付者特定と確認のため、E-mail、郵送のいずれかの方法により、寄付申込書（※詳細は学院 HP をご参照ください）を維持協力会宛にお送りください。



フェリス女学院
税制上の優遇措置のご案内



ネットバンキング、ATM 利用
寄付申込書はこちら

【お問い合わせ先】

フェリス女学院 本部事務局総務課 寄付金担当

TEL : 045-662-4511 E-mail : hsoumu@ferris.ac.jp